

# ホームページ作成

10万円まで

助成します

◆補助率 10/10◆

自分のお店のホームページを作りたい

ホームページはあるけど、リニューアルしたい

外国語に対応したい

中小企業者の販路開拓や情報発信のためのホームページ作成を支援します

対象者	市内中小企業者、市内中小企業者によって組織された商工団体（商店会等）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの新規作成</li> <li>・ホームページの変更（大幅な変更に限る） 例：全面リニューアル、外国語への対応、EC サイト（ネットショップ）構築</li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成又は変更委託費用</li> <li>・ホームページ作成ソフトウェア及び書籍購入に係る費用</li> <li>・ホームページ作成に係る研修等受講料、専門家謝金</li> <li>・ドメイン新規取得費用</li> <li>・サーバー利用に係る初期費用</li> <li>・日本語から外国語への翻訳経費</li> </ul> <p>※交付申請前に支払った費用は対象になりませんので、ご注意ください。</p>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器購入費（パソコン、デジタルカメラ、スキャナー等）</li> <li>・通信経費</li> <li>・ホームページ維持管理費用（ドメイン維持費・サーバー維持費）</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成するホームページが、他の主催するウェブサイト（ショッピングサイト、ブログサイト、飲食店紹介サイト等）の一部ではないこと</li> <li>・作成するホームページに企業情報（所在地・連絡先・事業内容等）の掲載があること</li> </ul>
手続き方法	裏面「助成金交付の流れ」参照

※詳しくはお問い合わせください。

## ◇◇◇ 助成金交付の流れ ◇◇◇



※本助成制度に併せて、「羽村市 I C T販路開拓支援事業」の専門家派遣もご活用ください。専門家を無料で派遣し、指導・助言を行います。（1社1回限り）

※申請書等の様式は、羽村市公式サイトからダウンロードできます。

<お問い合わせ>

羽村市 産業課 商工観光係

TEL 042-555-1111（内線658）

E-mail s206000@city.hamura.tokyo.jp